

倫理綱領

平成 16 年 12 月 16 日制定
平成 19 年 11 月 22 日改定
平成 25 年 11 月 14 日改定
平成 28 年 3 月 17 日改定
一般社団法人 信託協会

信託は、受託者が委託者から財産の移転等を受け、受益者のために、その管理・運用を行う制度である。信託の本質は、委託者・受益者からの受託者に対する高度な信頼にあり、受託者は、その信頼に応えるため、受託者責任を誠実に果たし、信託業務を遂行することが求められる。

また、受託者は、自らに課せられた法令等を厳格に遵守することはもとより、経済・社会の一員として社会規範を誠実に遵守することが求められる。

さらに、受託者は、その専門性を発揮し、創意工夫により、信託制度が有する柔軟性、多様な機能を存分に活かし、社会のニーズに即した商品・サービスを提供することで、経済・社会の発展に貢献することが求められる。

ついでには、信託制度の更なる普及・健全な発展を図る観点から、ここに「倫理綱領」を定める。

信託協会加盟各社は、信託の担い手として自らに負託された信頼の重みを認識し、社会からの信頼を維持・確保するために、信託業務を遂行するにあたり、倫理綱領を遵守するものとする。

I 受託者責任

受託者は、受益者のために、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務などの受託者責任を負う。このような受託者責任を誠実に果たし、信託業務を遂行する。

第1 善管注意義務（専門性の発揮）

- ① 信託業務を行うにあたって、専門性をもった信託サービスの担い手として適切な注意を払い、受益者の保護およびその利益を実現する。
- ② 委託者・受益者の信頼に応えるべく、専門性の維持・向上と、倫理意識の涵養に不断の努力を傾注する。

第2 忠実義務（利益相反管理）

- ① 受託者は、もっぱら受益者の利益のために信託業務を行う。
- ② 信託業務の処理にあたっては、利益相反行為を適切に管理する。

第3 分別管理その他の義務の履行、適切な情報提供

- ① 信託財産の適切な分別管理その他の受託者の義務を的確に果たす。
- ② 信託の引受けにあたっては、委託者の知識、経験、財産の状況および信託契約を締結する目的を確認し、必要な説明を行う。また、信託の引受けを行った後、委託者・受益者に対し信託業務に係る報告を適切に行う。

Ⅱ 受託者の役割と責務

受託者は、法令等を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、社会とのコミュニケーションに留意しつつ、信託業務を遂行する。

第4 法令等の誠実かつ厳格な遵守

- ① 受託者に課せられた法令等を厳格に遵守することはもとより、経済・社会の一員として課せられた社会規範を誠実に遵守する。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。

第5 社会的使命の認識と社会とのコミュニケーションの促進

信託制度の更なる普及・健全な発展を図るべく、信託の担い手として果たすべき社会的使命を認識し、社会との積極的かつ適切なコミュニケーションを図るよう努めるとともに、「良き企業市民」として社会貢献活動や環境問題などに積極的に取り組む。